

石川県院内感染対策支援ネットワーク会議運営要綱

(目的)

第1条 院内感染対策に関する県内の医療機関及び関係行政機関のネットワークを構築し、医療機関が取り組む院内感染対策を支援するとともに、院内感染発生等の緊急時に医療機関の対応に対する確な支援を行うことを目的として、石川県院内感染対策支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる取り組みについて企画・運営・検証を行う。

- (1) 県内医療機関が取り組む院内感染対策への支援
- (2) 院内感染発生等の緊急時における適切な対応及び再発防止への支援
- (3) その他県内医療機関の院内感染対策の向上に資する取り組み

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 院内感染対策に関し専門的な知識を有する医師、薬剤師、看護師及び臨床検査技師
- (2) 次の関係行政機関の職員
 - ア. 県保健福祉センター
 - イ. 金沢市保健所
 - ウ. 県保健環境センター
 - エ. 県健康福祉部医療対策課

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 ネットワーク会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長はネットワーク会議を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(職種別リーダー)

第6条 第3条第1号の委員については、職種毎にリーダー（以下「職種別リーダー」という。）を置く。

- 2 職種別リーダーは、当該職種に属する委員の互選により選任する。
- 3 職種別リーダーは、当該職種に属する委員を取りまとめる。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、石川県健康福祉部医療対策課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。